20	38	158％
21	33	88％
22	33	98％
23	31	95％
24	34	111％
25見込み	34	100％
26見通し	33	97％

2－2　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量

⑴　国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量（当年産の大麦及びはだか麦のうち、生産者から実需者に引き渡される数量）

平成26年産の国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量（注1）は、平成25年10月の民間流通連絡協議会において報告された平成26年産の作付予定面積に、10ａ当たりの平均収量（注2）（二条大麦331kg、六条大麦291kg、はだか麦288kg）を乗じ、さらに、食糧用供給割合（二条大麦57.6％、六条大麦87.8％、はだか麦94.6％）（注3）を乗じて、11万トンと見通します（表６）。

（注１）は種前契約に基づき、生産者から実需者に引き渡される数量である。

（注２）過去７か年（平成18年産～平成24年産）の10ａ当たりの収量のうち、最高及び最低を除いた５か年の平均値（都道府県別）を平成25年産の都道府県の作付面積で加重平均したものである。

（注３）当年産のうち、食糧用として生産者から実需者に引き渡される割合(それ以外は、ビール用、種子用、規格外等)。平成26年産については、平成23年産～平成25年産の平均値である。

⑵　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量(前年産と当年産の食糧用大麦及びはだか麦のうち、当年度内に市場に流通する量)

平成26年度の国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量は、平成26年産の国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量に、年度内供給比率（注4）を乗じ、さらに、平成25年産国内産食糧用大麦及びはだか麦の在庫量を加えて、11万トンと見通します（表６）。

（注４）当年産のうち、当年度内に生産者から実需者に引き渡される割合。平成25年産について、実需者から提出された平成25年産麦の購入計画から算出し、平成26年産については、前年産と同数としている。

表６　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量の推移

（単位：万トン）

年産	食糧用大麦及びはだか麦の供給量 ①	うち年度内供給量 ②	年度内供給比率 ②／①	次年度繰越（在庫） ①－②
平成21	10	3	25.0％	8
22	8	2	21.4％	7
23	10	3	26.5％	7
24	9	3	30.1％	7
25見込み	11	4	36.2％	7
26見通し	11	4	36.2％	
		26年度流通量見通し		11

注：１）国内産食糧用大麦及びはだか麦については、上記の流通量11万トンのほかに生産者団体とビール会社との契約栽培により国内産ビール大麦６万トンが供給される見込みである。

２）四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないことがある。

2－3　外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量

平成26年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量は、食糧用大麦及びはだか麦の総需要量33万トンから国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量11万トンを差し引いて、22万トンと見通します（表７）。

2－4　外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量（政府からの販売数量）

平成26年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量は、外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量と同量の22万トンと見通します（表７）。

なお、飼料用大麦の輸入については、別途、農林水産大臣が定める飼料需給計画に基づき行います。

表７　平成26年度の食糧用大麦及びはだか麦の需給に関する見通し

（単位：万トン）

総需要量	A	33
国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量	B	11
外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量	C＝A－B	22
外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量（政府からの販売数量）	D＝C	22

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十六年三月十九日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「規制海域」　熊本県天草市魚貫崎と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

⑵　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業。

2　操業の承認

規制海域において、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。